

議案第 7 号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年 2 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

非常勤職員の報酬の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーターの職にある者の報酬の額は、勤務 1 日につき 2 万 8, 000 円を超えない範囲内において区長が定める額（1 日に 3 時間を超えて勤務をした場合にあっては、その 3 時間を超えた時間に対して勤務 1 時間につき 9, 300 円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。

付 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。